

労災保険柔道整復師施術料金算定基準(1)

2008年9月1日から適用

施術項目	料金	適用	
初検料	2,250		
初検時相談支援料	100	初検時において患者に対し施術に伴う日常生活等で留意すべき事項等をきめ細やかに説明しその旨施術録に記載した場合に算定出来る	
加算	時間外	650	当該施術所が表示する施術時間以外に初検を行った場合
	深夜	3,740	午後10時～午前6時までの間に初検を行った場合
	休日	1,870	日曜・祝日・12/29～1/3に初検を行った場合 当該休日を施療日としている場合算定不可
再検料	320	初検料を算定した月は1回、翌月以降は1ヶ月(暦月)2回が限度、初検料を算定した月の翌々月が限度(計5回)	
往療料	2,230		
加算	距離	960	片道2Km又はその端数毎に加算 ・ 距離は施術所と患家との直線距離 (片道8kmを超えた場合については、一律2,880円を加算する)
	夜間	2,250	午後10時～午前6時までの間を除く、午後6(7)時～午前6(7)時に往療を行った場合
	その他	4,500	深夜(午後10時～午前6時までの間)・難路・暴風雨雪に往療を行った場合
指導管理料	680	後療時に算定 ・ 1週間に1回、1ヶ月(暦月)に5回を限度	
運動療法料	340	後療時に算定 ・ 運動器具を20分以上使用した場合 ・ 1週間に1回、1ヶ月(暦月)に5回を限度・部位、回数は関係なし	
特別材料費	骨折・不全骨折	1,620	修復、固定時に金属副子等、施療時に弾力包帯等を必要とした場合 ・ 1負傷部位につき1回算定
	脱臼		
	打撲・捻挫		
包帯交換料	骨折・不全骨折	700	包帯交換時に算定 ・ ①初回 ②初検日～1週 ③初検日～2週 ④初検日～3週 ⑤初検日～4週 ⑥初検日～4週超え6回が限度
	脱臼		
	打撲・捻挫		
宿泊料	1,400	通院が極めて困難で施術を受ける為に当該施術所に宿泊した場合 ・ 1日につき1回算定	
食事料	470	通院が極めて困難で施術を受ける為に当該施術所に宿泊した場合 ・ 1食につき1回算定	
施術情報提供料	1,000	骨折・不全骨折・脱臼応急処置後医療機関へ文書を添えて患者を紹介した場合	
休業証明料	2,000		